

医業経営コンサルタントが 知っておくべき 補助金・助成金・支援金等



小田 貴志 (株)善略 代表取締役

わが国では「補助金」「助成金」「支援金」「給付金」「協力金」など国や地方自治体から支給される「～金」と呼ばれる制度が数多く存在し、その数は年間2万件以上ともいわれる。これらはコロナ禍の期間に多くの事業者が活用して身近な存在になってきている。しかし依然として、多くの事業者は自社のニーズに合った補助金等を十分に理解して活用できていない。補助金等の財源は税金や雇用保険料など事業者が支払ったお金で、堂々と受け取る権利がある。基礎的な知識を得て、資金調達や人材確保等の手段として活用したい。

以下、制度の全体的な説明の場合は「補助金等」と総称し、活用のポイントを解説する。

「補助金」「助成金」「～金」の違い

(1) 「補助金」「助成金」に厳密な違いはない

「補助金等」はいずれも国や地方自治体から支給されるお金で、原則的に返済不要である。その点が金融機関からの融資とは異なる。では、これらにはどのような違いがあるのか。

「補助金」と「助成金」の定義に厳密な違いはなく、所管省庁や自治体が何と称しているか次第である。呼称は異なっても性質は同じで、事業者の取り組みを金銭的に支援するものだ。「補助金」で有名なものに、経済産業省の「事業再構築補助金」「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」「事業承継・M&A補助金」などがある。

(2) 少々特殊な厚生労働省の助成金

少々特殊なのが厚生労働省の助成金で、雇用保険を財源としている。雇用保険は、労働者の失業保険の財源として知られているが、労働者の利益になる事業者の取り組みにも助成している。「キャリアアップ助成金」や「雇用調整助成金」などが有名である。

「一般的な補助金・助成金」との大きな違いは、「厚生労働省の助成金」は使い道が自由な点である。福利厚生や事業への投資に活用したり、内部留保に充てたりと様々な使い道が可能だ。ただし、「働き方改革推進支援助成金」「業務改善助成金」などは、労働時間・時間外労働の削減や年次有給休暇・特別休暇の取得促進に向けた設備の購入に対する助成も含まれ、“購入する製品”は事前に申請した内容に用途が限定される。なお、厚生労働省の「補助金」もある。性質は一般的な補助金・助成金と同様である(例：高度安全機械等導入支援補助金など)。

(3) 給付金、協力金、支援金などの「～金」

「～金」は、緊急事態に直面している事業者に対する金銭的支援の役割を持つ。これらの名称も所管する組織によって使い方が異なり、大まかにいえば、支援金・協力金は国や地方自治体からの要請や協力依頼に従った事業者に対する報酬金として、給付金は主に経済的に困窮した事業者を救済するためのお金として使われることが多い。コロナ禍の間中には、「一時支援金」「月次支援金」「事業復活支援金」「特別定額給付金」「持続化給付金」「家賃支援給付金」などがあつた。最近では、

●図表1 補助金、助成金、「～金」の違い

補助金等	補助金 (経済産業省などの省庁) 補助金・助成金 (都道府県・市区町村)	助成金 (厚生労働省)	「～金」 (支援金、給付金、協力金など)
目的	事業の成長・経済の活性化など	雇用・職場の改善など	緊急事態に直面した事業者への支援
申請対象	モノ・サービス	人	(要件による)
支給の決定方法	採択制・競争・コンテスト	要件に当てはまっていれば 100%	要件に当てはまっていれば100%
お金の使用用途	限定的、採択された用途	自由	自由
金額	比較的大きい	比較的小さい	比較的小さい
返済	不要	不要	不要
事後報告	あり	なし	なし
備考	厚生労働省の働き方改革推進支援助成金などはこちらに近い性質		一時支援金、月次支援金、事業復活支援金、特別定額給付金、持続化給付金、家賃支援給付金など

「地域企業経営人材確保支援事業給付金」などがあり、ほかにも価格高騰対策関連の給付金などが地方自治体から数多く出されている。

以上の概要をまとめると図表1のようになる。

社会情勢や国策の 中長期的なトレンドを見る

補助金等は、社会情勢やそれらに対応する国策によって毎年新しいものが出され、逆に時世に合わなくなったと判断されたものが次第に廃止されていく。それらを先読みして自社の事業に役立てていきたい。

図表2に2025年の主なキーワードを列挙した。特殊なワードはさほどなく、日々のニュースでよく聞くものばかりだと思う。数年前から長く続いているものもある。たとえばデジタル化は、IT

●図表2 社会情勢や国策による2025年の傾向・キーワード

デジタル化 DX、IT、AI	物価高騰	インボイス
環境対策 グリーン化、GX 脱炭素	賃金引き上げ (大幅な/最低賃金の)	リスキリング
新規事業への進出 業態転換	働き方改革 業務改善、省力化	海外展開 インバウンド
		事業承継

化からDX化に名前を変えながらも日本の事業者の長年の課題である。AIの導入も重視されている。こうして見ると、国や地方自治体が何を支援したいのかのトレンドが、長期的に予測できるだろう。補助金等を探す際に、これらのキーワードを念頭に置くと絞り込みやすくなる。

年間スケジュールを念頭に 早目にチャレンジ

補助金等は国や地方自治体が所管しているため、一般的には年度(4月～翌年3月)サイクルで運用されることが多い。ただし、特にコロナ禍以降、複数年度で中長期的に計画されるものや、年度内に随時・不規則に変更や追加されるものが増加している。

通常スケジュールとしては、毎年8月下旬頃から翌年度予算の概算要求が始まり、年末までに予算案を調整して閣議決定し、年明けから始まる通常国会で審議される。国会の動きをニュースなどで見ている方も多いと思うが、その中に補助金等の予算が含まれている。新年度の補助金等の情報は、年末辺りから概要が徐々に公開され、年明けに詳細が決定、4月過ぎから公募開始となるものが多い。本稿執筆時点の2025年2月は、新年度の補助金等の情報が日々アップデートされて

● 図表 3 補助金等事業の年間スケジュール



いる時期だ。

活用時の注意点として、補助金等には予算が設定され、それを使い切れれば公募は終了となる。特に地方自治体は予算額が小さいため、公募終了時期が早まる傾向がある。人気のものでは、4月に始まり夏には終了ということもある。また、情報を知らないからか様子見のためか、公募開始当初は応募者が少なく、予算が枯渇する頃に応募者が殺到して競争が激化する傾向にある（図表 3）。

「また来年チャレンジすればいいや」という声をよく聞かすが、来年度もあるとは限らない。必要な補助金等がもしあれば、早目のチャレンジをおすすめする。不採択となっても再申請が可能なのも多く、再チャレンジの回数が増える可能性が高いからだ。

また、一度受給した補助金等を後年に再度受給できる場合もあるので、そのことも視野に入れておくとよいだろう。情報をいち早くキャッチし、予算が潤沢で競争が少ないうちに計画的に補助金等を利用したい。

事業全体の流れを知ること 入金ゴールではない

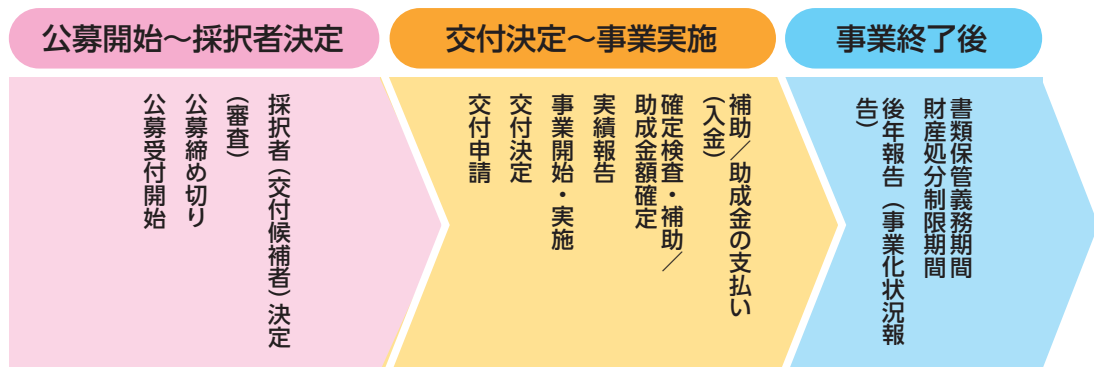
ここでは、件数が圧倒的に多い「一般的な補助金と助成金」の一般的な流れについて説明する。この「流れ」を理解しないまま補助金等を受給し、あとで苦しんでいる事業者を多く見てきた。採択決定や補助金等入金ゴールではなく、その先に続きがあるからだ。標準的な全体の流れ（図表 4）と注意点を以下に示す。

大前提：交付決定前の購入は原則対象外、購入時は原則自己支払い

正式な交付決定前に購入したものは、原則的に補助金等対象外である。購入後に、「何か当てはまる補助金等は」とよく質問されるが、一般的にはNGである。コロナ禍の期間中には特例的であったが、平常時にはほとんどない。

また、購入時には自己負担による支払いが原則である。補助金等入金となるのは、実績報告の事務局審査の承認後だ。交付決定後すぐに入金されると誤解される方もいるが、一部の特例以外は、入金までには間がある。自社のキャッシュフロー

● 図表 4 補助金等活用の標準的な流れ（全体像）



を考慮した計画的な購入が必要だ。

補助金等額の決定：減額もある

申請後、審査期間を経て採択可否の発表がある。申請内容の全体的な採択決定後に見積書などの詳細資料を提出して精査を受け(交付申請)、その結果、部分的に却下されることもある。その場合は、申請した補助金等の金額も減少する可能性がある。

事業実施と実績報告：これが承認されて初めて補助金等支払いへ

交付決定後に、申請した内容に基づく事業の実施や商品・サービスの購入が可能となる。購入完了後に、事業実施内容や購入の証拠書類を事務局へ提出する(実績報告)。実績報告内容が事務局から承認されて初めて補助金等が支払われる。特に金額や規模の大きい補助金等では、事業実施内容の報告書や購入の証拠書類の取り揃えのチェックが厳しく、不備指摘を何度も受けることがある。また、ここでの事務局審査の結果、交付決定が取り消されたり、再度補助金等の金額が減少することもある。

後年の事後報告：入金されれば終わりではない。

忘れた頃に調査も

補助金等が入金されればそれですべて完了と勘違いしてしまう事業者が非常に多い。一般的には後年の事後報告が残るので油断禁物だ。事後報告の期間や回数は補助金等によって異なる。受給額が低額な場合は、1年程度後に1回ということもあり、高額な場合はたとえば5年間など期間が

長く、報告回数も多い傾向にある。また、事後報告が完了しても、書類保管義務や財産処分制限の期間(5年程度)が定められていることが多い。補助金等での購入物がもし不要になっても安易に破棄や譲渡をせず、公募要領等で確認しておく必要がある。

また、最近は過去の不正受給が多く発覚しているため、後年の事後報告終了後の忘れた頃に突然、事務局から調査が入ることもある。国や地方自治体からのお金を受け取った以上は、責任・義務も背中合わせとなることを心に留めておきたい。

補助金等の探し方 医療・介護業界向けの補助金等

自身で探す時の情報源をいくつか挙げておく。特に、都道府県によっては医療機関向けの補助金等の情報をまとめたページが公開されているので、事業所所在地の都道府県のサイトをぜひ一度確認してほしい。

- ミラサポ plus (<https://mirasapo-plus.go.jp/>)、J-Net21 (<https://j-net21.smrj.go.jp/index.html>) などの無料情報サイト
- 省庁(経済産業省/中小企業庁、厚生労働省など)のサイト、電話窓口
- 都道府県、地区町村のサイト、電話窓口
- 商工会議所・商工会連合会などの相談窓口
- 中小企業診断士、行政書士、補助金等申請業者などの専門家への相談、情報提供サービスへ登録(有料が多い) など

●図表5 要チェックの医療・介護業界向け補助金等

名称	概要	所管
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金	へき地医療の確保、臨床研修医の研修環境の充実。医療施設・設備・機器、情報通信機器などが補助対象。都道府県が連携。	厚生労働省
医療機関向け補助金	物価高騰緊急対策支援金、診療情報デジタル導入支援事業、診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業、入院時食事療養支援金、看護師に関する各種補助制度など	東京都
地域医療機関 ICT 連携整備事業	在宅医療を行う他の医療機関(診療所等)へ、ICTを活用して診療情報(入院治療経過や画像・検査データ等)を公開する取り組みを始める病院に対する補助	大阪府
介護施設 ICT・IoT 導入促進事業費補助金	介護従事者の業務負担軽減による介護人材の定着促進及び介護の質の向上に資するため、介護現場での ICT・IoT 機器の導入に要する経費に対する補助	石川県
介護ロボット普及促進事業	介護サービス事業者及び介護福祉士養成校を対象に、介護従事者の負担軽減、働きやすい職場環境の整備、介護従事者の確保、及び介護ロボットへの理解と活用に向けた教育に資することを目的とし、介護ロボットの導入経費を一部補助	福島県
医療情報化支援基金等	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく医療分野における ICT 化支援。電子処方箋管理サービス等関係補助金、職域診療所のオンライン資格確認導入に係る補助金など。	社会保険診療報酬支払基金

補助金等は、中小企業の経営支援を目的とするものが多い。医療法人は、中小企業基本法上の中小企業者に該当しないと見なされ、対象外となる補助金等が多いため注意が必要である。一般社団法人や個人事業主ならば OK など、事業者の登記の形態によって補助金等の対象に含まれるかどうか異なる。そこで希望する補助金等について公募要領や担当窓口で確認し、対象となるかどうかを確認することが必要である。

2024（令和6）年度以前の補助金等の例をいくつか挙げておく（前頁図表5）。本稿執筆時点では終了しているものも含まれるが、ニーズのある補助金等は次年度も継続されることも多いので参考にしていただきたい。

活用時に特に注意したい2点

最後に、補助金等を活用時に、特に注意したい事項を2点説明する。

注意点1. 不正受給とならないように

特にコロナ禍に、事業者救済の緊急性を重視して制度や環境が不整備のまま補助金等の実施に踏み切った影響からか、不正受給も多数発生した。現に当時の不正受給が明るみになり、厳しい調査も実施されている。国や自治体の定めたルールに反すれば、交付決定取消、補助金等の返還請求、違反者として事業者名を公表される、二度と補助金等を受けられない、罰金や懲役など、受け取った金額以上の罰を受けることになる。

虚偽の申請など悪意のあるものは論外だが、中には知らずにルール違反をしている場合もあるので注意が必要だ。不正受給を企む申請業者の言うことを鵜呑みにしてしまった、報告義務を知らずに怠ったなど様々だが、「知らなかった」では済まされないことも多いので、申請前に公募要領などの記載事項を自身でよく理解しておきたい。読み慣れない人には理解しづらいかもしれないので、その場合は事務局担当者や有識者にサポートしてもらうことをおすすめする。

注意点2. 申請サポート業者選び

慣れていない人は、ホームページや公募要領等

書類の大量かつ複雑怪奇な文章に圧倒されてしまう。事務局に電話で確認しようにも、何をどう尋ねてよいのかわからないかもしれない。そこで補助金等の、申請サポート専門家に依頼することも多いと思うが、業者選びには下記の点で注意が必要である。

まずは、前述した不正受給に巻き込まれないよう、申請から事業完了までの注意点やリスクなどについて、「正しくガイドしてくれる業者」が望ましい。

次に、業者への報酬についてもトラブルが多く注意が必要となる。前述したように、補助金等は採択されて終わりでも、入金されて終わりでもない。後年の事後報告など受給者の義務は続く。業者にとっては、採択された時点で補助金額の△%等で成功報酬を受け取るのが早くて効率的。その後はサポートしない、または交付申請・実績報告・後年報告などの作業ごとに別料金を請求するという契約形態が非常に多い。

業者に依頼する場合は、どの作業をサポートしてくれ、それぞれ報酬はいくらなのかを事前に確認することをおすすめする。実際に、煩雑な審査を何とか乗り越えたものの、受け取れた補助金等額が採択時に予定していた額を大幅に下回り、業者への支払いで赤字になってしまったという泣くに泣けない話も耳にする。

最後にあらためて、補助金等はコロナ禍をきっかけに身近な存在になっているが、不正受給問題や制度の難しさ、申請等手続きの煩雑さなど課題が山積する。これらを解消すべく毎年制度は改善され、社会情勢に合わなくなった制度は廃止され、新しい制度が始まる。補助金等の情報は日々変わっていく。検討する際は常に最新情報を確認し、流れをつかみ有効利用していこう。

PROFILE

おだ たかし：国内・外資のIT企業計4社にて経営企画、業務改革、システムエンジニアなどを経験の後、2010年に独立。現在は、経営課題の悩み相談から解決の実現までをワンストップで支援する実践型コンサルティング事業を展開し、企業や組織の持続的な発展を支援している。補助金・助成金等の申請支援には2014年から関わっており、支援件数は500件を超える。代表を務める法人はIT導入・活用、人材育成、経営実務支援を事業の柱とし、経営革新等支援機関、IT導入支援事業者として認定を受けている。